

保護者の皆様へ

佐賀市教育委員会  
教育長 中村 祐二郎  
(公印省略)

### 濃厚接触者等の待機期間の見直し等について

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染力がより強いとされる「BA.5」への置き換わりが進む中、新規感染者数が全国的に急増しており、本県においても先週20日に1,800人と過去最多を更新するなど、大変厳しい状況にあります。

こうした新規感染者の急増により、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、濃厚接触者の待機期間の見直し等が行われています。

今回の見直しを受け、濃厚接触者等の待機期間について、下記の通り取り扱うようにしましたのでお知らせします。

#### 記

##### ○濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触等から5日間（6日目解除）とします。
  - ・ただし、2日目及び3日目の朝に抗原定性検査キット<sup>注</sup>)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。
- なお、5日目までは、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底してください。

##### ○要待機者の待機期間の見直しについて

- ・特定された要待機者の待機期間は、感染者との最終接触等から3日間（4日目解除）とします。
  - ・ただし、2日目及び3日目の朝に抗原定性検査キット<sup>注</sup>)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。
- なお、5日目までは、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底してください。

注) 抗原定性検査キットは薬事承認された「体外診断用」に限ります。その他の抗原定性検査キット（研究用等）は対象外です。

※詳細は佐賀県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」をご参照ください。

佐賀市教育委員会 学校教育課  
担当：益田 政季